

# 一宮北小学校いじめ防止基本方針

笛吹市立一宮北小学校

## 1. いじめ問題に関する基本的な考え方

### (1) はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命または心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めていきたい。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要がある。

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第一章 第二条より）

けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかを判断する。

### (3) いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

- ①いじめは、人間として決して許されない行為である。
- ②いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- ③いじめは、大人が気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめは、様々な様態がある。
- ⑤いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥いじめは、教職員の児童や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。
- ⑨いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

## 2. いじめ防止対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ防止対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ防止対策を行う。

### ①「いじめ防止対策委員会」の構成員

学校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学級担任、養護教諭

- (必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど)
- ②定例のいじめ防止対策委員会は、学期に1回程度開催し、学期ごとのまとめと次学期に向けての取り組みを明らかにする。いじめ事案発生時には緊急開催する。
  - ③毎週金曜日の終礼時に、各クラスからの「情報交換」を位置づけ、いじめに関する情報をつかむ。また、毎月行われる職員会議の中でも「情報交換」の場を設け、情報の収集と早期発見に努める。
  - ④必要に応じて警察を始めとする関係機関等と連携する。

### 3. 未然防止の取組

#### ■いじめを未然に防止するための方策■

- ①児童・生徒の「居場所づくり」「絆づくり」を行い、一人一人が大切にされる集団づくりを行う。
- ②道徳教育を充実し、思いやる心の育成や規範意識の醸成に努める。
- ③個に応じたわかる授業づくり、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ④異年齢集団づくりの充実を図るとともに、保幼小中の連携を深める。
- ⑤全職員でいじめの理解について研修会等を実施し、いじめの理解に努める。
- ⑥校長を中心とした組織体制を構築し、全職員が一致協力した体制を確立するため、年度の始めの職員会議等で学校基本方針を確認する。
- ⑦発達障害を含む障害のある児童、帰国子女や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係わる児童、被災により避難している児童など、特に配慮が必要な児童については、全職員が情報を共有し、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- ⑧児童と向き合う時間の確保に努める。
- ⑨日頃から保護者や地域住民との連携を密にしておく。
- ⑩学校だけでは対応できない事案を想定し、関係機関との連携を深める。
- ⑪情報モラル教育の充実を図るとともに、研修等を通して教職員の指導力向上を図る。
- ⑫生徒指導・教育相談体制の充実を図る。
- ⑬一宮北小学校いじめ防止基本方針については、児童・保護者に対して、年度当初や入学時に説明を行う。

### 4. 早期発見の取組

- ①定期的なアンケート調査
- ②日々の児童観察・対話
- ③保健室・図書室などからの情報
- ④周りの友だちからの相談
- ⑤保護者や地域からの相談
- ⑥スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・関係機関からの情報
- ⑦警察との連携体制の構築

### 5. いじめへの対処

#### ①基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いて指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機

関と連携し、対応に当たる。

②いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめが発見・通報を受けた時は、本人および関係者などから聞き取りを実施し、速やかにその事実確認をする。いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止に努める。

③いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童から事実関係を聴き取るとともに、いじめに係る情報を適切に記録しておき、組織において情報共有を行った後は事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、児童の心のケアに努め、安心して登校できるような体制づくりを行う。

また、保護者に事実関係を伝え、保護者を支援していくとともに解決に向けて対応する。

④いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童から事実確認等の聞き取りを行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は組織的にいじめをやめさせる。いじめの再発を防ぐため、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めたり、助言したりする。

⑤いじめが「解消している」状態まで指導する

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たしている必要があり、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

ア. 被害者に対するいじめ行為が止んでいる状態が相当期間継続していること。

イ. いじめ行為が止んでいる状態かどうかは、被害者が心身の苦痛を感じていないかどうかによるので、被害児童本人・保護者との面談等により確認する。

「解消している」状態に至った場合でも、再発する可能性が充分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

⑥いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても自分の問題としてとらえさせる必要がある。

はやし立てるなど、同調した児童に対しては、それらの行為がいじめに荷担した行為であることを理解させる。また、学級全体で話し合わせるなどいじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育てる。

⑦ネット上のいじめへの対応

SNSを介した誹謗中傷や仲間外し等のいじめについては、放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるため、適切かつ迅速な対処が行えるよう、警察を始めとする関係機関等との連携を深める体制を整備する。

また、教職員に対しても情報モラル教育に関する研修を実施して、指導力の向上を図る

ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、事実が確認された時点で直ちに削除する措置をとる。保護者に対しても、携帯やスマホの扱い方やその危険性について理解を求めるとともに、不適切な利用のないように求める。

児童に対して、インターネット上の不適切な書き込みは刑法上の犯罪や、損害賠償の対象になるなど、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る。インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握とそれを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。

## 6. 重大事態への対処

### ①重大事態とは

「いじめにより当該学校在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」（いじめ防止対策推進法第28条）である。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば

- ・児童が自殺を企画した場合・心身に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を追った場合・精神性の疾患を発症した場合

○「相当の期間」については

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席している場合も設置者又は学校の判断で重大事態と捉える。

○児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

- ・学校が把握していないきわめて重要な情報の可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

### ②重大事態の調査・報告

上に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行う組織の構成員については、弁護士や精神科医、学識経験者、SC・SSW等の専門知識・経験を有する者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や利害関係にない第3者について職能団体や大学・学会からの推薦等により参加を図る。

調査実施前に、被害児童・生徒及びその保護者に対して調査方針等について説明を行う。調査を実施するに当たり、加害の児童及びその保護者に対しても説明を行う。

なお、調査を行ったときは当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

また、いじめが「重大な事態」と判断された場合は、笛吹市教育委員会の指示に従い必要な対応を行う。

いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは所轄警察署と連携して対処する。

## 7. その他の留意事項

- ・いじめ防止への取り組みについて学校評価を生かし改善していく。
- ・日常から児童・保護者・教職員との信頼ある関係を築くことができるように、コミュニケーションを取り合い、何でも相談できるようにする。
- ・いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、学校・学年だより等による広報活動を行う。
- ・年度初めの職員会議等において、学校基本方針はもとより、法、国の基本方針や本方針、生徒指導提要等の理解を深めるなど、平時から実効的な取組を行うよう努める。
- ・平時からの備え及びいじめ重大事態調査の際には、重大事態ガイドラインのチェックリストを活用する。

### 8. 備考

- ・平成26年度作成
- ・平成30年度改訂
- ・令和元年度改訂
- ・令和7年度改訂